

山形広域環境事務組合長期継続契約を
締結することができる契約を定める条例

〔平成19年3月〕
山広環条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の17の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する契約(以下「長期継続契約」という。)を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で、毎年度継続的に当該役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。